

## 審 査 基 準

令和2年3月23日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第9条の14第3項
処 分 の 概 要	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者 (委任先)	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)、同第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続)、同第22条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)、同第82条 (年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)
審 査 基 準	/
標 準 処 理 期 間	3日 (書換えにあつては1日)
申 請 先	申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話 0857-23-0110)
備 考	